

## 建設業者監督処分簿

### 1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社MASAOKA	代表者氏名	政岡 寛之
主たる営業所の所在地	高知県須崎市大間西町3-17		
許可番号	高知県知事許可 (般) 第 6586 号	許可を受けている建設業の種類	建、大、と、内、具

### 2 処分に関する事項

処分年月日	平成 29 年 2 月 16 日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 3 項 (同条第 1 項第 2 号該当)		
処分の内容 (営業停止命令)			
1 停止を命ずる営業の範囲 公共工事以外の工事に係るもの。			
2 期間 平成 29 年 2 月 20 日から平成 29 年 2 月 26 日までの 7 日間			
処分の原因となった事実 株式会社MASAOKAは、特定建設業の許可を受けていないにもかかわらず、建設業法第 3 条第 1 項第 2 号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。 このことは、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当する。			
その他参考となる事項	-		

### 備考 (「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」別表)

<p>一 営業停止期間中は行えない行為</p> <p>1 新たな建設工事の請負契約の締結 (仮契約等に基づく本契約の締結を含む。)</p> <p>2 処分を受ける前に締結された請負契約の変更であって、工事の追加に係るもの (工事の施工上特に必要があると認められるものを除く。)</p> <p>3 前 2 号及び営業停止期間満了後における新たな建設工事の請負契約の締結に関連する入札、見積り、交渉等</p> <p>4 営業停止処分に業種限定が付されている場合にあつては、当該業種に係る第 1 号から第 3 号までの行為</p> <p>5 営業停止処分に公共工事又はそれ以外の工事に係る限定が付されている場合にあつては、当該公共工事又は当該それ以外の工事に係る第 1 号から第 3 号までの行為</p>
---

二 営業停止期間中でも行える行為

- 1 建設業の許可、経営事項審査、入札の参加資格審査の申請
- 2 処分を受ける前に締結された請負契約に基づく建設工事の施工
- 3 施工の瑕疵に基づく修繕工事等の施工
- 4 アフターサービス保証に基づく修繕工事等の施工
- 5 災害時における緊急を要する建設工事の施工
- 6 請負代金等の請求、受領、支払い等
- 7 企業運営上必要な資金の借入れ等